

# トビタテ！留学 JAPAN

## 新・日本代表プログラム(第 16 期)の募集について

日本学生支援機構(以下JASSO)より、「トビタテ！留学JAPAN」新・日本代表プログラム(以下、トビタテ)の募集通知があったので、下記の通り学内募集を行う。

### <注意事項>

トビタテは、「**学生が自ら留学計画を作成**」することと「**多様な実践活動を支援**」することを特徴とした奨学金プログラムです。

- ・ 派遣交換留学等大学のプログラムを利用して受入れ機関に応募することは可能ですが、留学期間(年月日まで管理が必要)や実践活動内容等、**留学計画に含まれる項目は全て自ら立案したものと扱われます。**
- ・ 留学計画書に記載した**留学計画を実行することを約束として奨学金が支給される制度**です。
- ・ 当初申請した留学計画を実行できない場合や大幅な変更がある場合、定められた規程を遵守できない場合には、**奨学金の返納を求められる可能性**もあります。

### 記

#### 1 概要

トビタテは学生が**自ら計画した留学計画**が審査され、合格者に対して奨学金等が支給されるものである。留学内容は受入れ機関が存在するものであれば種類を問わない。合格者は事前・事後研修への参加や留学中に日本の広報活動(アンバサダー活動)を行うこと、留学後に留学機運醸成の為に活動(エヴァンジェリスト活動)に協力すること等が求められる。

- ・ [本学留学案内HP](#)
- ・ [トビタテ募集HP](#)

※学生向けだけでなく、大学等向け資料(上記 URL 参照)にも目を通すことを強く推奨する。

#### 2 募集分野

##### ①イノベーターコース 50名(予定)

自ら課題を設定し、新たな知識・技術の獲得、能力の向上を目指すなど、独自の構想力をもって新たな価値を創造しようとする挑戦的な留学計画を支援する。

##### ②STEAMコース 100名(予定)

日本および世界の社会課題解決のための技術革新や新産業創出に貢献するSTEAM (Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics)領域における留学計画を支援する。

##### ③ダイバーシティコース(スポーツ、芸術/国際協力等) 100名(予定)

派遣留学生の専門領域(スポーツ、芸術、人文学、社会科学、総合知領域等)における課題解決に取り組む留学計画を支援する。

\*STEAMコースのうち1割程度が「高等専門学校の学生」に割り当てられる。  
また計250名(予定)のうち約1割程度が「大学1年生枠」に割り当てられる。

### 3 応募資格

- ・ 日本国籍を有する, もしくは日本永住資格を有すること
- ・ 応募・留学時および 2024 年 4 月 1 日時点で 30 歳以下の本学学士・修士・博士正規課程の学生であること(応募時点で他の大学等に在籍し, 留学時に本学に在籍する予定である者は「7 その他」を参照のこと。)
- ・ 留学中に「**実践活動**」(「実社会と接点」を持つ学修活動)を行うこと(座学のみは不可。大学等における**実験, 研究等は実践活動として申告可**。)
- ・ **2024 年 8 月 1 日(木)から 2025 年 3 月 31 日(月)までの間に留学を開始し, 留学期間が 28 日以上 1 年以内**であること
- ・

#### 【留意事項】

- ・ [新・日本代表プログラム 大学生等対象の特設ページ](#)をよく確認し、応募すること。
- ・ [大学生等コースについて\(FAQ\)](#)
- ・ [トビタテの募集要項](#)を熟読した上で申し込むこと

**・ 応募時点で、外務省の「海外安全ホームページ」上、危険情報及び感染症危険情報において、「レベル 2: 不要不急の渡航は止めてください」以上であっても、応募、選考には差支えないが、留学開始時点及び留学計画開始後に「レベル 2」以上となった場合は、原則、奨学金等の支給対象外となる。**

**上記に加え、本学では以下の応募条件も満たすこととする。**

- ① 留学計画については、家族・保証人及び指導教員に相談し同意を得ることを必須とする。(留学開始前には本学様式の誓約書を提出すること。)
- ② 受入れ機関からの受入許可を留学開始前までに得ることができる計画であること。
- ③ 教育上有益な学修活動と認める計画であること。
- ④ 留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画であること。

**留学開始後の変更申請において、事前の情報収集や交渉不足を指摘されるケースがある。留学計画を実行できない場合には、たとえ留学終了後であっても、受給済みの数十万円～数百万円の奨学金の全額一括返納を求められる可能性もある。**

※ 派遣交換留学(2024 年秋出発、2025 年春出発)の場合

「5. 提出書類および提出期限」②の提出は不要。「5. 提出書類および提出期限」①の留学先プログラム名で「派遣交換留学」を選択すること。

※ ダブルディグリープログラムの場合

研究室が決定していない/指導教員とのコンタクトを開始していない場合には、東工大でダブルディグリープログラムに採用されたことがわかる書類をもって「5. 提出書類および提出期限」②とする。具体的な受入期間(日付)が明確でない場合は、アカデミックカレンダー等を元に記載し、採用後、確定し次第留学生交流課に連絡すること。

※ 本学協定校以外の大学に私費留学する場合

受入許可書等の発行が学内応募締め切り日に間に合わない場合は、出願スケジュール等がわかる資料を提出すること。

- ⑤ 現在休学中の者については、原則として応募を認めないが、派遣前に復学する場合に限り、理由の如何によっては応募を認めることがある。事前に留学生交流課に相談すること。
- ⑥ 外務省の海外安全ホームページの危険情報及び感染症危険情報について確認すること。

学内の留学プログラムで留学をする場合、感染症危険情報のレベルにより、渡航可否が判断される為、留学プログラムの渡航要件をよく確認をすること。

また、渡航地域のレベルが引き上げられた場合や本学が危険と判断した場合は、留学を延期、中断または中止することになるので留意すること。

#### 4 支援内容

渡航先によって異なる。トビタテ HP および募集要項を参照のこと。主な分類は以下の通り。

奨学金(月額):16 万円(西欧, 北米), 12 万円(アジア, 中南米, アフリカ, 東欧)

留学準備金:25 万円(アジア以外), 15 万円(アジア)

授業料: 一律 30 万円

※渡航先に「授業料(語学を除く)」として支払う場合のみ

※家計基準を越える場合、奨学金月額は一律 6 万円になる。

##### 【学士課程】

第二種奨学金の家計基準を判断するため、下記課税証明書および追加情報の提出が必須となる。

- ① **市町村民税の 2023 年度(令和5年度)課税証明書**(自治体によっては「所得証明書」)
  - ・市町村民税を納税している自治体で発行される 2022 年 1 月～12 月の所得 及びそれに基づき決定する 2023 年度(令和 5 年度(令和 4 年分))課税証明書(自治体によっては「所得証明書」)。
  - ・生計維持者のもの。生計維持者が2名の場合は、2名分が必要。
    - ※生計維持者は原則父母、父母がいない場合は代わって生計を維持している主たる人
- ② **課税証明書に記載のない事項に関する情報**(扶養している子どもの人数、私立自宅外かどうか、生活扶助の受給有無等)

##### 【大学院課程】

判定は、2024 年 4 月 1 日時点の学籍身分(見込)で行う。

本人の前年収入金額(配偶者がいる場合は、配偶者の収入を含む。ただし、定職収入がある場合に限る。)による。

#### 5 提出書類

##### および提出期限

#### 1. **学内申請〆切:2024 年 1 月 29 日(月) 正午アップロード分まで**

→下記の①～④を以下のデータ提出先に提出すること。提出する際は 1 回でまとめてアップロードすること。

データ提出先

<https://tokyotech.app.box.com/f/6716f336905c4f7c8117800128e5780b>

※様式は本学 HP からダウンロードすること。

<https://www.titech.ac.jp/enrolled/abroad/scholarships/recommendations.html>

※日本語、英語以外の場合は和訳を添付すること。

※提出書類は返却しない

- ① 第 16 期 トビタテ！留学JAPAN 学内申請書
- ② 留学計画の実現可能性を示す資料(受入機関とコンタクトが取れている/受入機関の受入承諾の意向がわかる資料等、受入機関とコンタクトが取れていることが望ましいが、未だの場合は受入機関決定までのアクションプランを提出すること。)
  - ※大学等の高等教育機関における活動の外、別途インターンやボランティア活動等を行う場合、当該活動の受入れ機関の資料も併せて提出すること。
- ③ 家計状況申立書
  - 2024 年 4 月 1 日時点で学部生の場合:**学士課程用を提出。
    - 課税証明書(2022 年 1 月～12 月)の写しを提出すること。
    - 課税証明書の取り寄せには時間がかかるので、余裕を持って準備すること。
  - 2024 年 4 月 1 日時点で大学院生の場合:**大学院課程用を提出。
    - [ウェブサイト](#)を確認し、家計基準を越える場合は事前に連絡すること。

- ④ (授業料を申請する場合)授業料の根拠となる資料(留学先大学HPの写し等)

## 2. 留学計画提出(オンライン申請)〆切:2024年2月15日(木)23時59分まで

※上記の〆切時刻以降はシステムが閉じるため入力不可。

### 6 オンライン入力 ～応募完了までの 流れ

- i. 1月29日(月)正午までに「提出書類および提出期限」記載の①～④を提出した者に対して、提出日から3営業日以内(不備がある場合はこの限りではない)にオンライン申請用のサイトを通知するので、2月15日(木)23時59分までにオンライン入力を行い申請すること。
- ii. オンライン入力内容及び提出書類の確認後、関係教員で内容確認し、応募を認めるか判断する。オンライン入力内容及び提出書類に不備がある場合は、留学生交流課からの案内(提出後5営業日以内に通知)に従って修正すること。(修正期限等詳細は該当者に案内する。)
- iii. 修正のある者については留学生交流課の案内に従い期日までに修正を行うこと。
- iv. オンライン入力を修正する際には、留学生交流課から修正を指示する内容に加え、文言を多少修正することは構わないが、日程や行き先を修正することは認めない。
- v. 関係教員で内容確認後不備がなければ大学で取りまとめ応募し、応募者へ応募完了報告を行う。

※応募にあたっては、アカデミック・アドバイザー(学士1, 2, 3年)、指導教員(学士4年以上および学士特定課題研究を開始している学士3年)による承認(学内申請書への押印または署名)が必要になるので、余裕を持って準備すること。

※上記提出期限において書類不備、もしくは提出期限を過ぎての応募を受理しない。

※学内応募〆切はヒタテ事務局の〆切日より早いので注意すること。

※書類受理の後、修正がある場合は短期間での対応を依頼することとなるので留意すること。

### 7その他

- ・ 採用後、留学に当たっては、留学開始日と留学終了日の年月日が明確に記載された受入許可書を取得する必要がある。

大学の留学プログラムを使用して留学する場合も、留学開始日および終了日の日付の管理をプログラム担当教職員に任せるのではなく、**応募者の自身が、ヒタテに申請した留学計画書記載の日付を把握し、受入許可書との相違が無い確認の上、必要な諸手続きを踏む必要がある。**

- ・ 応募にあたっては、周囲(家族や指導教員)の理解・協力が不可欠なので、応募前に十分に話し合い、無理のない計画を立てること。また、本学での修学計画にも留意すること。
- ・ 採用後で留学計画を変更する場合は奨学金等の支給を一時停止して再審査が行われるので、受入れ機関、留学期間等の記入は熟考の上で行うこと。なお、変更申請が承認されず、採用取消になることもあるので留意すること。
- ・ 内容によっては関係教員による審議の上、応募を認めないこともあるので留意すること。
- ・ 留学期間中は毎月、受入れ先機関の指導教員等に在籍を確認する署名を依頼し、本学に所定の在籍確認書を提出する必要がある。
- ・ 現在、他の大学等に在学中で、2024年4月に本学に入学する場合は、現在在学中の大学等から応募すること。

○本奨学金の支援を受けて渡航する場合には、以下について留意すること。

- ・ 「誓約書(様式あり。署名者:本人及び保証人等。)」を留学開始前に提出すること。
- ・ 本学の指定する海外旅行保険に必ず加入すること(保険会社はAIG損害保険株式会社。補償内容は、治療・救援費用が3,000万円以上、個人賠償責任が1億円以上。危機管理サービスを含む)。海外旅行保険費用については留学本人の負担である。(危機管理サービ

スにかかる費用は大学が負担する。)

- ・ 他の奨学金を受給中、または受給予定の場合は、トビタテへの応募や併給が認められるか確認すること。
- ・ 帰国後、本学で行う留学報告会や留学フェアに協力すること。

※応募後の予定は以下の通りである。

2024 年

書面審査結果通知	:	4月23日(火)予定
面接審査	:	5月18日(土)19日(日)
採否結果通知	:	6月20日(木)
壮行会	:	7月21日(日)東京での開催 予定
事前研修	:	7月27日(土)、28日(日)予定
(いずれかの日程で 2日間出席必須)	:	7月30日(火)、31日(水)予定 8月3日(土)、8月4日(日)予定 8月24日(土)、25日(日)予定

## 8 留学計画

### 作成上の注意

○計画全体について

トビタテの募集要項やHPに求める人物像や審査の観点が網羅されているので、計画書作成前に熟読すること。

○期間について

開始月と終了月に関わらず奨学金支給条件は、**各月15日以上受入れ機関、国・地域に滞在することである。**また、奨学金が支給されない月も留学期間として申告した場合は在籍確認(現地担当者にサインを頂く)をする必要がある。奨学金支給月数は応募時の期間をもとに算出されたものが上限となる。**採用後に変更申請を行い、留学期間が長くなっても、支給月数を増やすことはできないので留意すること。**また、期待されているエヴァンジェリスト活動を在学中に実行するためにも3月卒業予定者は同年の1月まで、9月卒業予定者は同年の7月までに留学終了日を設定することが望ましい。

○受入れ機関ごとのスケジュールについて

1 か所のみ留学する場合でも授業期間やテスト期間等に分け、留学中の段取りが見えるように記入すること。

2 か所以上に留学する場合、具体的に何月何日まで留学先Aに在籍し、何月何日から留学先Bに在籍するのかが読み取れるように記入すること。

学務部留学生交流課交流推進第2グループ海外派遣担当(TAKI PLAZA 地下1階)

電話:03-5734-7645 メール:[hakenryugaku@jim.titech.ac.jp](mailto:hakenryugaku@jim.titech.ac.jp)

※オフィスアワー: 9:00 ~ 12:00, 13:30 ~ 17:00

## 9 問合せ先

以上